

文 教 福 祉 常 任 委 員 会

令和2年9月17日（木曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第 9 号 令和2年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について

議案第10号 令和2年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について

議案第12号 旭市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第17号 専決処分の承認について
(令和2年度旭市一般会計補正予算)

《付託請願》

請願第 4 号 株式会社エコテック産業廃棄物最終処分場設置反対を求める請願

出席委員（6名）

委員長 米 本 弥一郎

副委員長 片 桐 文 夫

委 員 景 山 岩三郎

委 員 伊 藤 房 代

委 員 宮 内 保

委 員 林 晴 道

欠席委員（なし）

委員外出席者（3名）

議 長 伊 藤 保

紹介議員 島 田 和 雄

議 員 高 木 寛

説明のため出席した者（16名）

教 育 長 諸 持 耕太郎

環 境 課 長 高 根 浩 司

保険年金課長 在 田 浩 治

健康管理課長 遠 藤 茂 樹

社会福祉課長	椎 名 隆
高齢者福祉課	赤 谷 浩 巳
学校教育課長	加 瀬 政 吉
体育振興課長	柴 栄 男

子育て支援課	石 橋 方 一
庶務課長	杉 本 芳 正
生涯学習課長	八 木 幹 夫
その他担当員	5名

事務局職員出席者

事務局 長	花 澤 義 広
副 主 幹	黒 柳 雅 弘

事務局次長	向 後 哲 浩
-------	---------

開会 午前10時 0分

○委員長（米本弥一郎） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。朝方は大変冷えるようになりました。新型コロナウイルス感染防止に併せて、日頃の健康管理にご留意いただきたいと思います。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は6名、委員会は成立いたしました。

それでは文教福祉常任委員会を開会いたします。

ここで、高木寛議員より本委員会を傍聴したい旨の申出がありましたので、よろしくお願いいたします。

また、市民より傍聴したい旨の申出があり、これを許可いたしましたので、ご了解をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんはそのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時 1分

再開 午前10時 1分

○委員長（米本弥一郎） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日、伊藤議長にご出席をいただいておりますので、ご挨拶をお願いいたします。

○議長（伊藤 保） おはようございます。委員の皆さん、大変ご苦労さまでございます。

本日は、一般会計補正予算を含む4議案と請願1件について審査をしていただくことになっております。

どうぞ慎重なるご審議をお願いいたしまして、簡単ではございますが、挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（米本弥一郎） ありがとうございます。

議案等説明のため、教育長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは執行部を代表して、諸持教育長よりご挨拶をお願いいたします。

諸持教育長。

○教育長（諸持耕太郎）

皆さん、おはようございます。

本日は文教福祉常任委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。

さて、本日の委員会に審査をお願いいたします議案は、全部で4議案でございます。

まず予算関係で2議案、議案第9号、令和2年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項と、議案第10号、令和2年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、また、条例関係で1議案、議案第12号、旭市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、また、専決処分関係で1議案、議案第17号、専決処分の承認についてでございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方からのご質問に対しまして簡潔明瞭に答弁するよう努めてまいりますので、何とぞ可決くださいますようお願い申し上げまして、ご挨拶いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（米本弥一郎） ありがとうございます。

ただいまから、本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る9月4日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第9号、令和2年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第10号、令和2年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、議案第12号、旭市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第17号、専決処分の承認についての4議案であります。

初めに、議案第9号中の所管事項について補足説明がありましたらお願いします。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（椎名 隆） それでは議案第9号、令和2年度旭一般会計補正予算の議決のうち、社会福祉課所管の補足説明を申し上げます。

最初に、補正予算書の14ページをお開きください。

歳出からご説明いたします。中段になります。

3款1項1目社会福祉総務費、説明欄1の生活困窮者自立支援事業、予算額565万円は、19の扶助費で住居確保給付金となります。住居確保給付金は、生活困窮者自立支援事業の一つで、離職や休業等に伴う収入減により経済的に困窮し居所を失うおそれのある方に対して

一定期間家賃相当額を支給し住居を確保して、生活再建を支援していく制度です。

今回、新型コロナウイルスの影響により、その住居確保給付金の申請が増加したことに伴い補正をするものです。

続いて歳入です。

ページを戻っていただきまして、9ページをお願いいたします。上段となります。

14款1項1目1節社会福祉費国庫負担金、説明欄1の生活困窮者自立相談支援事業費等負担金、423万6,000円ですが、住居確保給付金の国の補助金で補助率4分の3を見込んでおります。

次に補正予算書の14ページをお願いいたします。

○委員長（米本弥一郎） 課長、長くなるようでしたら着座でどうぞ。お願いいたします。

○社会福祉課長（椎名 隆） ありがとうございます。着座で説明させていただきます。

3款1項2目障害者福祉費、説明欄1の特別障害者等支援給付金給付事業、予算額735万8,000円は、18の負担金、補助及び交付金で、特別障害者等支援給付金となります。これは新型コロナウイルス感染症の感染拡大が危惧される状況において、日常生活に常時介護を必要とする状態にある在宅かつ重度の障害者児を介護する世帯に対し、感染症に係る予防対策に留意しつつ、介護を行う方を支援するものです。

給付の内容ですが、特別障害者手当受給者、障害児福祉手当受給者、ねたきり身体障害者及び重度知的障害者介護手当受給者に対して、各手当支給額の2か月分を給付するもので、財源については全額国費を予定しております。

続いて歳入ですが、9ページをお願いいたします。中段になります。

14款2項1目1節総務管理費国庫補助金、説明欄2の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源として見込んでおり、全額国費となります。

続きまして補正予算書の14ページをお願いいたします。

3款1項2目障害者福祉費、説明欄2の福祉事業所支援金給付事業、予算額1,200万円は、18の負担金補助及び交付金で、福祉事業所支援金となります。これは新型コロナウイルス感染リスクが相対的に高い障害者児への福祉サービスを実施している障害福祉事業者に対し、感染症に係る予防対策に留意しつつ福祉業務に従事する従業者を支援するため、支援金20万円を給付するもので、財源については全額国費を予定しております。

続いて歳入です。9ページにお戻りください。中段となります。

14款2項1目1節総務管理費国庫補助金、説明欄2の新型コロナウイルス感染症対応地方

創生臨時交付金を財源として見込んでおり、全額国費となります。

最後に補正予算書16ページをお願いいたします。歳出です。下段になります。

3款4項1目生活保護総務費、説明欄1の生活保護総務事務費、予算額66万円は、12の委託料で電算業務委託料となりますが、生活保護電算システムの改正に伴う費用です。

生活保護システム改修を必要とする理由ですが、生活保護法の改正により10月1日から施行される日常生活支援住居施設が創設されることに伴い委託事務費用の入力項目が新たに追加され改修が必要となったことから補正をお願いするものです。

続いて歳入ですが、9ページをお願いいたします。中段となります。

14款2項2目1節社会福祉費国庫補助金、説明欄1の生活困窮者就労準備支援事業費等補助金33万円ですが、電算システム改修の国の補助金を見込んでおります。

以上で、議案第9号、社会福祉課所管の補足説明を終わります。

○委員長（米本弥一郎） 高齢者福祉課長。長くなるようでしたら着座をお願いいたします。

○高齢者福祉課長（赤谷浩巳） ありがとうございます。着座で失礼させていただきます。

議案第9号、令和2年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち高齢者福祉課所管の補足説明を申し上げます。

補正予算書の15ページをお願いいたします。

歳出からご説明いたします。

3款2項1目老人福祉総務費、説明欄1、介護事業所支援金給付事業2,200万円ですが、本事業は市内の介護事業所が新型コロナウイルス感染症の影響下でも安定してサービスを提供できるよう支援することを目的としております。

まず、給付対象ですが、旭市内に設置され、千葉県、または市により指定を受けた事業所であって、緊急事態宣言中の4月から5月までの間サービスの提供実績があり、給付金の申請時点で休止または廃業していない事業所を対象としております。

次に金額ですが、1事業者当たり一律20万円を給付するものでございます。

続いてその下の行になります。同項3目生活支援費、説明欄1、家族介護支援給付金給付事業672万円ですが、本事業は新型コロナウイルス感染症の影響により、精神的、経済的な負担の増えた手厚い介護を必要とする高齢者を在宅で常時介護している家族を支援することを目的としております。

給付の対象ですが、市内に在住し、要介護4または要介護5と認定された高齢者を4月から5月までの間、在宅で介護されている同居の家族を対象としておりまして、金額につきま

しては2万4,000円を給付するものでございます。

続いて歳入ですが、ページを戻っていただき、9ページをお願いいたします。

14款2項1目1節総務管理費国庫補助金、説明欄2の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金ですが、既に本会議等で説明がありましたとおり、介護事業所支援金給付事業、家族介護支援給付金給付事業に対して全額が交付されるものです。

次に補正予算書の15ページにお戻りください。歳出となります。

3款2項4目介護保険費、説明欄1の高齢者施設等防災改修支援事業1,540万円ですが、本事業は、既存の高齢者施設等が防災・減災対策を推進するために行う非常用自家発電設備の整備等に要する経費を助成するものでございます。

具体的には、市内地域密着型介護老人福祉施設における出力80キロボルトアンペア相当の、自家発電設備の整備費用の一部に対して国の交付金を活用し、上限額1,540万円を補助するものでございます。

続いて歳入ですが、再びページを戻っていただきまして、9ページをお願いいたします。

14款2項2目3節老人福祉費国庫補助金、説明欄1、地域介護福祉空間整備交付金ですが、高齢者施設等防災改修支援事業に対する補助金で、補助率は10分の10です。

以上で議案第9号、高齢者福祉課所管の補足説明を終わります。

○委員長（米本弥一郎） 子育て支援課長。長くなるようでしたら着座で結構です。

○子育て支援課長（石橋方一） ありがとうございます。では座って説明します。

それでは子育て支援課所管の補足説明を申し上げます。

補正予算書の15ページをお願いします。歳出になります。

3款3項1目児童福祉総務費、説明欄1の旭市新生児特別定額給付金給付事業、4,006万8,000円ですが、旭市独自の支援事業として令和2年4月27日を基準日として、旭市に住民登録があり、翌日の4月28日から令和3年4月1日までに新生児を出産し、申請日まで引き続き本市で養育している母親に対して、児童1人当たり10万円を給付するものです。

主な事業費の内容として、18節負担金、補助及び交付金、新生児特別定額給付金4,000万円ですが、助成対象となる新生児のうち令和3年3月31日までの新生児を400人と見込んでおります。なお、令和3年4月1日の申請時分については、令和3年度当初予算で対応するものです。

補正予算書の9ページをお願いいたします。歳入になります。

14款2項1目1節総務管理費国庫補助金、説明欄1の新型コロナウイルス感染症対応地方

創生臨時交付金から本給付金の事業費の全額を充当いたします。

続きまして、16ページをお願いいたします。歳出になります。

3款3項2目母子父子福祉費、説明欄1のひとり親家庭等医療費等助成事業282万9,000円ですが、11月診療分から助成方法を現物給付化することに伴い、事業費の不足分を補正で対応するものでございます。

主な支出として、11節役務費手数料9万4,000円は新たに国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金への審査支払手数料を要するため計上いたしました。

19節扶助費ひとり親家庭等医療費等扶助費263万円ですが、助成の範囲も拡大されたことにより医療費の増加が予測されることから、令和2年度の実績見込額を1,112万5,000円とし、その不足分として263万円を計上いたしました。

続きまして、10ページをお願いいたします。歳入になります。

15款2項2目3節児童福祉費県補助金、説明欄1のひとり親家庭等医療費等助成事業補助金136万1,000円ですが、補助対象事業費の2分の1の額を県が負担するものでございます。

以上で議案第9号、子育て支援課所管の補足説明を終わりにします。

○委員長（米本弥一郎） 健康管理課長。課長、長くなるようでしたら着座で説明してください。

○健康管理課長（遠藤茂樹） 大丈夫でございます。

それでは、健康管理課所管の補足説明を申し上げます。

補正予算書の17ページをお願いいたします。歳出になります。

4款1項1目説明欄1の医療機関支援金給付事業1,540万円は、新型コロナウイルス感染症対策の最前線で市民の命や健康を守るために懸命に取り組んでいる医療機関に対し、1施設20万円の支援金を給付するため新たに補正をお願いするものです。

続きまして、その下になります。感染症予防対策事業1,081万1,000円は、今後の感染拡大防止に対応する物品を購入するため増額補正をお願いするものです。主な購入物品は、マスク、消毒液、非接触型体温計などの消耗品や、検診等で発熱者を判別するサーモグラフィ、密を避けるための無線呼出器などでございます。

次に下段の説明欄3、健康応援ポイント事業、244万8,000円はコロナ禍において各種検診が縮小、中止となる中、個々の健康づくりと感染対策との両立を実践していただくため事業費の増額をお願いするものです。より多くの方に実践いただくため、主に報償費を増額し景品を充実させるものであります。

恐れ入りますが、9ページをお願いいたします。歳入になります。

対する財源ですが、14款2項1目、説明欄2の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を全て予定しております。

以上で、議案第9号、健康管理課所管の補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（米本弥一郎） 学校教育課長。長くなるようであれば、着座で説明願います。

○学校教育課長（加瀬政吉） 議案第9号、学校教育課所管の補足説明を申し上げます。

補正予算書20ページをお願いいたします。歳出になります。

10款1項2目、説明欄2の教育の情報化推進事業4億5,120万6,000円ですが、別途お配りいたしました資料、教育の情報化推進事業（タブレット端末整備）概要によりまして説明をさせていただきます。

1、概要は本会議で説明いたしましたとおり、国が進めるGIGAスクール構想と新型コロナウイルス感染症の影響下での児童生徒の学びの保障のため1人1台のタブレット端末を整備するとともに、併せて校内のWi-Fi（無線通信）環境を整えるものです。

導入台数は、全児童生徒数分の4,700台です。

導入予定の端末の仕様ですが、画面サイズ10.1型、カメラ内蔵、キーボード附属で防水・防塵対応のものです。

4、活用方法としまして、（1）個別学習と（2）協働学習で、それぞれ記載しましたような内容を想定しております。

5、導入スケジュールですが、現時点での予定としまして、10月、納入業者プロポーザル、11月、契約予定業者の選定、12月、第4回定例会において財産取得議案の上程、議決をいただき、契約締結を経て、遅くとも来年3月末までの導入整備完了を考えております。

6、その他としまして、大幅に増える端末に対応するため、学校内のWi-Fi（無線通信）環境の再整備と、端末には自宅学習を想定しオフラインで利用可能な学習ソフトやウイルス対策ソフトの導入を考えております。

以上で、議案第9号、学校教育課所管の補足説明を終わります。

○委員長（米本弥一郎） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（八木幹夫） それでは、生涯学習課所管の補足説明を申し上げます。

補正予算書の23ページをお開きください。歳出になります。

10款4項10目ユートピアセンター費、説明欄1の飯岡ユートピアセンター管理費242万円は、飯岡ユートピアセンターの利用者の感染リスクを軽減するためトイレの改修を行うもの

でございます。

本事業でございますが、国の新型コロナウイルス感染症対策関連として、表中央の補正額の財源内訳の欄にありますように、全額国庫支出金を見込むものでございます。

以上で生涯学習課所管の補足説明を終わります。

○委員長（米本弥一郎） 庶務課長。

○庶務課長（杉本芳正） では、議案第9号のうち、庶務課所管の事項につきましては、本会議でご説明したとおりでございますので、それに加えての補足説明はございませんので、よろしく願いいたします。

○委員長（米本弥一郎） 体育振興課長。

○体育振興課長（柴 栄男） 体育振興課ですけれども、議案第9号につきましては本会議で説明したとおりで本委員会での補足説明はございません。よろしく願いします。

○委員長（米本弥一郎） 担当課の説明は終わりました。

議案第9号について質疑がありましたらお願いいたします。

片桐委員。

○委員（片桐文夫） 学校教育のほうのタブレットの関係なんですけれども、すごくタブレットを配るということはいいいことだと思うんですよ。ただ、何か月か前にたしか家庭にWi-Fiの環境はどうなっているかという問合せを、調べをしたと思うんですけれども、家庭内でWi-Fiの環境がない家庭というのは結構あったんですね。

○委員長（米本弥一郎） 片桐委員の質疑に対し答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（加瀬政吉） 委員おっしゃるとおり、以前調査をした段階では、そのときに約400世帯のところでインターネット環境が整っていないという状況でありました。

○委員長（米本弥一郎） 片桐委員。

○委員（片桐文夫） やはり何件かあることはありますよね、その先にいってもまだあるかと思えますけれども。ただ、タブレットはすごく、先ほど言ったようにいいことだと思うんで、オフラインでつながるとか、そういったものを充実してもらって、家庭でも、完全に使えるような指示、指導のほうをよろしく願いしたいと思います。

○委員長（米本弥一郎） ほかに質疑はありませんか。

林委員。

○委員（林 晴道） それでは何点か伺いたと思いますが、まず生活困窮者自立支援事業で

あります。

収入の減によつての対応ということで居住確保の給付金であります、収入の減ということで、減少率とかそういうものの何かしらの規定があるのかどうなのかを伺いたい。

それから565万円計上されていますが、果たして何世帯というんでしょうか、何件分の予算を計上しているのかをまず伺います。

次に特別障害者等支援給付金給付事業です。これは分かりました。

次の福祉事業所支援給付金です。これは事業所、何というか業種別の数です、見込み数を伺いたいと、そのように思います。

次に介護事業所の支援金給付事業20万円、1事業所当たりということではありますが、こちらと同じく業種別で分かれば、どのぐらいの数を見込んでの予算計上であるのかを伺いたいと思います。

次に家族介護支援給付金給付事業であります、要介護が4、5の方に対して2万4,000円給付するという説明でありましたが、4、5で何名の方が市内に要介護を必要とされているのか。それから要介護というのは1、2、3、それで4、5だと思いますので、1、2、3だとか、特に3の方との違いですか、要介護3と4の介護状況の違いを詳しく伺いたいと、そのように思います。

次に新生児特別定額給付事業、新たに誕生される市内のお子さんに対して現金を給付されるということではありますが、この条件に見合った直近5か年の市内の状況を伺いたいと、そのように思います。

それから最後、今補足でなかったんですけれども、ユートピアセンター内にある社会教育施設の再編ということで解体撤去があるんですか。何だかその跡地に石碑を建てるというような話が本会議中であったんですが、いろいろあそこの利用状況を見ていまして、どうしても駐車場が足りないことが多いと思うんです。そんな中で駐車場用地とするべきだと思うんですが、なぜそこに石碑をまた新たにつくる必要があるのか、その辺を詳しく伺いたいと、そのように思います。

○委員長（米本弥一郎） 林委員の質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（椎名 隆） まず林委員からのご質問でまず生活困窮者自立支援事業の住居確保給付金の件でございます。

まず1点目で収入減に伴う減少率などの規定があるかということだと思っておりますけれども、

こちらは支給要件というのを別に定めておりまして、減少率でというもので見るものではなくて、資金要件として例えば支給額が単身世帯の場合は3万7,200円、2人世帯の場合は4万5,000円と家賃の上限が決まっているんですけれども、収入要件というのはその世帯の月の収入合計額が家賃支給額と、単身世帯の収入要件というのがそれぞれありまして、それを超えない要件であれば対象になるということで、前年の前月の収入から減ったとか、前年とか減ったとかというもので見るものではございません。

あとは何世帯分かということで予算の見込みでございますけれども、この住居確保給付金というのは生活困窮者自立支援法に基づく支出事業でございます。例年、予算は数件見込んでおりましてここ数年実績はなかった状況で2件ほど見込んでおりました。

今回、コロナウイルスの関係で制度が拡充されたということで件数が増えたということで今回の補正となっております。現在支給をされている方が12件ほどいらっしゃいまして、その方が年度末まで最大限、最大9か月分支給できるんですけれども、その分を見越した分として407万2,500円。これから新規で申請があるだろうという見込みを、年度末まで45か月分ということで見込んで180万円、その両方を足したのが587万2,500円ということで見込んでございます。

あと福祉事業所給付金のほうでございますけれども、こちらの事業所別の内訳ということで話がございました。福祉事業所については、障害者事業所と障害児事業所というものがございます。今回20万円の60事業所ということで見込んでございます。実際は57事業所なんです、あと3事業所は、例えば月遅れ請求とか新たな事業所が出たときのために60と見込んでおりまして、実際こちらで把握しているのが57事業所、市内ですね、障害者サービスというのが44事業所——例えば居宅介護、訪問介護、そういったものの事業所が44事業所です。あと障害児サービス事業所というのが13事業所——例えば児童発達支援放課後等デイサービスとか、そういった事業所を行うのは13事業所、計57ということで実際内訳を弾いております。プラス、月遅れ請求の新規の事業所を見て60ということで、予算は見込んでおります。以上でございます。

○委員長（米本弥一郎） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（赤谷浩巳） 林議員からのご質問にお答えいたします。

まず、介護事業所支援金給付事業の事業種別ごとの数、内訳ということでございます。

事業所別といいますか、種別を大きく分けますと、居宅サービス系というのが10種類ございます。居宅サービス系が10種類ありまして、対象事業所が76事業所ございます。次に地域

密着型サービスが3種類ございまして、対象が21事業所となります。あと施設系というのが2種類ございまして、該当になるのが7事業所で、合計が104事業所というふうに現在見込んでおります。

続きまして、家族介護支援金給付事業の要介護4、5、何名の方が市内にいるかということでございます。

令和2年の4月1日現在の要介護……4と5でよろしかったでしょうか。

(発言する人あり)

○高齢者福祉課長(赤谷浩巳) 4と5の要介護認定者数でございますが、要介護4の方が475人、要介護5の方が309人、この方々は在宅で介護されている方もいますし、施設に入っている方も全部含まれている数となります。

続きまして、要介護3との違いということでございますけれども、要介護の3と4の違いというのは、要するにお世話度の時間の違いということになりますが、一般的に要介護3につきましては、中度の介護を必要とする方というふうになっております。要介護4につきましては一応重度ということになっております。ちなみに要介護5は最重度ということになります。

要介護3と4の違いということでございますけれども、要するにお世話度の時間の違いなんです、具体的に身体の状態についてご説明いたしますと、例えば身の回りのことが、要介護3ですと自分1人ではできない、あるいは排せつや食事、何らかの介助が必要であるとそういったことが主な身体の状態でございます。そして要介護4につきましては、身だしなみや身の回りのことがほとんど自分でできない。そして、排せつや食事、介助が必要であるということでございます。あくまでも、お世話度時間の違いということで認識していただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長(米本弥一郎) 子育て支援課長。

○子育て支援課長(石橋方一) それでは私のほうから新生児の給付金の質問について、直近5年間の条件に合った新生児の状況ということで、出生の数、子どもの数ということですか。

正直申しまして、第一子につきましてはうちのほうは把握しておりません。第二子以降についてはうちのほうで行って出産祝金等の支給事業、こちらのほうで支給した人数ということではよろしいですか、直近5年の。

それでは27年度から出産祝金の支給額についてご説明します。まず27年度、こちらにつき

ましては、まだ、第二子については支給しておりませんでした。ですから、第三子以降の人数ということになります。こちらが89人でございます。そして28年度からは、第二子以降も対象ということになりました。28年度は第二子、第三子以降を合わせまして214名でございます。

平成29年度につきましては、合わせまして245名となっております。

平成30年度につきましては215名となっております。

令和元年度につきましては220名となっております。

以上です。

○委員長（米本弥一郎） 健康管理課長。

○健康管理課長（遠藤茂樹） 出生数のデータがございましたので、私のほうから報告させていただきたいと思います。

平成26年度が483人。27年度が491人。28年度が464人。29年が454、30年が393、すみません、年度じゃなくて年でございます。

以上でございます。

○委員長（米本弥一郎） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（八木幹夫） それでは歴史民俗資料館の関係でございますが、まず駐車場の跡地利用ということで駐車場の整備でございますが、基本的には慰霊碑も立てるんですが、駐車場のほうは建物を取り壊した後、整備してまいりたいと考えております。

だいたいの面積でございますが、今資料館の面積が平屋でございますのでだいたい200平米でございます。この隣に駐輪場がございまして、これがだいたい2メートル掛ける10メートルのものがございます。こちら建物壊しますと駐車場の真ん中に残ってしまうような形になりますので一緒に壊して、跡地を整備するように考えております。

それで、慰霊碑の大きさでございますが、慰霊碑本体は2.4メートル掛ける1.2メートルというふうに聞いております。これに防御柵といいますか、一般的な柵で直接車がぶつかったりしないように囲いとかをつくりますので、だいたい、15平米くらいの面積になろうかと思っております。ですから全体としますと、数%の面積になるかなと思っております。

新たに建物、駐輪場を壊して白線を引き直して駐車場を整備しますと、約15台程度、新しくスペースが確保できるのかなと思っております。

それと、慰霊塔の工事でございますが、これにつきましては東日本大震災、それ以後、旭市で犠牲となった方の慰霊、それと震災の記憶を後世に継承するため、震災から10年目とな

ります今年度、併せて慰霊塔を建立したいということでございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（米本弥一郎） 林委員。

○委員（林 晴道） 分かりました。何点か絞って再度伺いたいと思いますが、そんなになんていんですけれども。

家族介護支援給付金の給付事業です。要介護の方の、4、5を認定されている方に対しての支給だということと、その状況ですね。説明いただき、分かりました。4以下、3になると、中度の介護だよということではありますが、しかしながら、4と3、時間が違うにしても、やはり介護は必要なのは時間の差で変わりなくあるんです。財源がいろいろあるかと思いますが、これは3の方もね、例えば半分だとか、4分の1だとか、市単独でも検討できているのかどうなのか。

まず3の方が何人いて、半額だったり4分の1の支給だったらどうなのかとか、そういうような検討がされたのかどうなのかを伺えればいいかなと、そのように思います。

それから、最後の歴史民俗資料館に対する解体工事と、その後の慰霊碑でありますか、慰霊碑ということに対して、僕も多少の思い入れはあります。必要なものであるし、しっかりとそのときの状況を後世に伝えるのでいいものだと思いますが、1点言いたいのは場所なんです。果たして、その場所がふさわしいのかどうか。海岸通りをたまに走りますけれども、ほかにもいろんな碑が建っていることがあります。それから、やはり戦没者の慰霊碑等もあります。やはりそういう中で、果たしてその場所がふさわしいのかなと。

それから、面積ですね。どのような検討の下、その面積をそこに置くことを決められたのか、その辺をもうちょっと詳しく伺いたいと思います。

○委員長（米本弥一郎） 林委員の質疑に対し答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（赤谷浩巳） 家族介護給付費支援金の要介護3の方について検討はされたというのかということでございます。

実は家族介護支援金給付事業、現在、要介護4、5の方で在宅で介護をされている方に対して実は助成をしているところでございます。ただ、要件がございまして、家族の方が住民税非課税世帯であること、また、要介護4、5であっても、ねたきり度がある一定以上であるということが要件で、現在支給している制度がございます。

今回、新型コロナウイルスの影響下で、この方だけではなくて、同じ要介護4、5を介護

している在宅の方についても、幅広く今回支援しようということで、要介護4、5を在宅で介護している対象者は変わらないんですが、制限でありました家族が市民税非課税世帯という、そういったものを緩和しています。そういった意図でございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（米本弥一郎） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（八木幹夫） それでは資料館の関係の再質問ということで、まず、今回、慰霊碑を建てる場所、ふさわしい場所なのかというご質問でございますが、直接の所管はこちら建設のほうは総務課になります。面積、大きさ、こちらについても課内、庁内で検討が進められてこういう結果になったというふうに聞いております。

場所につきましては、まず一つとしましては、これは津波被害を受けている場所ということと、あと隣のユートピアセンターで県と合同で従前から追悼式を行ってきた場所だということもございます。

それともう一つは公共用地であるということでございます。

今後、遺族の方が、いつ来られても自由に献花できる、そういったことを総合的に判断して場所等を検討したというふうに伺っております。

以上でございます。

○委員長（米本弥一郎） 林委員。

○委員（林 晴道） 分かりました。今の介護の給付についても、慰霊碑のことについても、また各課だとか、庁舎があると思いますけれども、この後市長の報告も行かれるでしょうけれども、ぜひ再検討をして、じっくりと考えて事業を進めてもらいたいと、そのように思います。お願いします。

○委員長（米本弥一郎） ほかに質疑はありませんか。

宮内委員。

○委員（宮内 保） それでは私から1点ほど質問させていただきます。

高齢者施設等防災改修支援事業の1,540万ということで、自家発電装置の設置ということで、とにかく最近、想定外の自然災害が非常に多発しておりますので、とにかくこういった自家発電装置の設置というのは必ず必要かなと思います。そういうようなことで、1台どのくらいするものなのか、また、件数は何件くらいなのか、お聞きします。よろしくお願いいたします。

○委員長（米本弥一郎） 宮内委員の質疑に対し答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（赤谷浩巳） 高齢者福祉施設に設置する自家発電装置の1台当たりの金額ということでございます。

これは出力によって多少金額が変わるかと思いますが、今回市内の高齢者福祉施設で設置する整備の予定の発電機は80キロボルトアンペア相当の自家発電ということで聞いております。金額につきましては約2,000万円弱というふうに伺っております。

それとあと自家発電装置を設置している件数ということでよろしいでしょうか。

自家発電装置につきましては、介護福祉施設では、宿泊を伴う施設につきましては自家発電装置を設置しなければならないということになっております。今回新たに設置する、高齢者福祉施設につきましても、最低限火災用のスプリンクラーなどの用途での自家発電装置は設置されているということでございます。しかしながら、昨年の台風のように長時間の停電の被害があったということで、やはり高齢者施設においては体調不良だとか、エアコンがないおかげで体調不良だとかがすごく懸念されるということで、今回追加で、非常用自家発電の装置を装着されるということでございました。ですので一応、宿泊を伴う高齢者施設につきましては最低限の自家発電は設置されております。ただ、今回のように、追加で設置する自家発電装置につきましては、申し訳ありません、何台設置されているかというのははっきり把握しておりません。

ただ、平成31年にオープンした市内の高齢者福祉施設につきましては、同様の自家発電設備装置が設置されているというふうには伺っております。

以上です。

○委員長（米本弥一郎） 宮内委員。

○委員（宮内 保） 件数とかはあまりはっきり分からないということですか。

○委員長（米本弥一郎） 宮内委員の質疑に対し答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（赤谷浩巳） すみません、ちょっと説明が不足していました。ですので、宿泊を伴う高齢者福祉施設につきましては、非常用自家発電装置は全て設置されております。よろしいでしょうか。

（発言する人あり）

○高齢者福祉課長（赤谷浩巳） 失礼しました。市内の施設のうち件数ということでございます。

しばらくお待ちください。

今回のように、そういった台風等の被害に対しての自家発電が設置されている件数ということではよろしいでしょうか。

すみません、把握している中では市内で2施設でございます。

以上です。

○委員（宮内 保） 分かりました。

○委員長（米本弥一郎） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（米本弥一郎） 特にないようですので、議案第9号の質疑を終わります。

議案の審査は途中ですが、ここで11時5分まで休憩いたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時 5分

○委員長（米本弥一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

高齢者福祉課長より、答弁の訂正をしたい旨の申し出がありますので、これを許可します。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（赤谷浩巳） すみません、答弁の訂正をさせていただきます。

先ほど、宮内委員より、非常用自家発電装置の件数についてというご質問がございました。

先ほどの答弁では2台というふうにお答えしましたが、今回設置する台数は1台となります。

訂正させていただきます。

○委員長（米本弥一郎） 続いて、議案第10号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

高齢者福祉課長。長くなるようでしたら、着座で説明してください。

○高齢者福祉課長（赤谷浩巳） ありがとうございます。それでは着座にて説明させていただきます。

議案第10号、令和2年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、ご説明させていただきます。

補足説明で説明しましたとおり地域包括支援センターの業務委託契約期間の終了に伴う北

部及び東部地域と、新たに中央地域の委託契約を行うに当たり、令和2年度内に受託法人を公募し契約を締結するため今回債務負担行為の設定を行うものでございます。契約期間は、現契約と同じ3年としております。

それでは別途お配りいたしました資料に基づき説明をさせていただきます。資料をご覧くださいと思います。

1 ページをご覧ください。

1 の地域包括支援センターの役割でございますが、高齢者が住み慣れた地域でその人らしい生活を続けられるように介護、福祉、保健、医療など様々な面で支援を行うため、ワンストップ総合相談窓口となっております。

次に2 の高齢者人口と地域包括支援センターの職員数ですが、65歳以上の第1号被保険者数がおおむね3,000人以上6,000未満ごとに常勤専従の保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員を各1名ずつ配置する必要があります。

旭市の65歳以上人口を3分割しますと、いずれの地域も現在6,000人を超える数となるため、それぞれの地域で専門職の1名増員が必要となっております。

次に3 の地域包括支援センターの業務委託及び増設の理由でございますが、まず一つは、ひとり暮らしの高齢者や認知症高齢者の増加などにより、より地域に密着した事業展開と、きめ細やかな支援体制が必要となっており、また相談体制も24時間対応が望まれているところでございます。

2 目としましては、主任介護支援専門員の資格更新制が導入されたため、資格者の継続確保が今後さらに困難となっていくと予想されます。

2 ページになりますが、3 目としましては、地域包括支援センターの運営面において、地域におけるネットワークづくりをはじめ、医療と介護の連携推進、認知症施策の推進、権利擁護事業など求められる役割が増大しているという現状でございます。このようなことから、身近な相談などは身近な委託包括支援センターが担い、センター間の総合調整や困難事例への対応、医療連携などは市の直営の基幹型センターが担うといった役割分担を行い、増大している業務へ対応していきたいと考えております。

次に4 の地域包括支援センターの業務の業務委託の概要ですが、下段の表及び4 ページの担当地域図をご覧ください。各センターの担当地域になります。

それぞれのセンターが担当する区域について、令和3年度からは高齢者人口に大きな差が出ないように中央地域の一部を北部地域に編入し、担当人口の調整を行っております。また

中央地域は権利擁護業務、在宅医療介護連携推進及び認知症支援等の機能強化し、当該分野で他のセンター業務を支援する機能強化型センターとして位置づけております。

3 ページをご覧ください。

業務委託料についてですが、人件費や光熱水費等の運営経費である、年間の委託料の上限を、通常センターは1事業者当たり2,665万円、機能強化型センターは50万円を加算した2,715万円と積算しております。なお初年度は必要に応じ、初期費用として50万円の加算を予定しております。

委託期間は引継ぎ期間を考慮し、令和3年3月1日から令和6年3月31日までと考えております。

また、新しく委託した地域を受託する法人が、その地域に習熟するまでの間は、市直営の地域包括支援センターが活動を支援し、円滑な業務の引継ぎが図れるよう、万全を期してまいります。

以上で議案第10号の補足説明を終わります。

○委員長（米本弥一郎） 担当課の説明は終わりました。

議案第10号について質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（米本弥一郎） 特にないようですので、議案第10号の質疑を終わります。

続いて議案第12号について、補足説明がありましたらお願いします。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一） 本議案につきましては本会議で補足説明いたしましたとおりですので、本委員会での補足説明はございませんのでよろしくお願いします。

○委員長（米本弥一郎） 担当課の説明は終わりました。

議案第12号について質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（米本弥一郎） 特にないようですので、議案第12号の質疑を終わります。

続いて議案第17号について補足説明がありましたらお願いいたします。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一） それでは議案第17号、専決処分の承認について、子育て支援課から補足説明を申し上げます。

○委員長（米本弥一郎） 課長、長くなるようでしたら着座で説明してください。

○子育て支援課長（石橋方一）　ありがとうございます。

令和２年度、旭市一般会計補正予算書第３号の８ページをお願いいたします。歳出になります。

３款３項２目母子父子福祉費、説明欄１のひとり親世帯臨時特別給付金給付事業、６,９４５万円ですが、国が新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、子育てと仕事を１人で担うひとり親世帯を支援するために給付金を支給するものです。

支給対象者及び給付金額は、令和２年６月分の児童扶養手当受給者、公的年金等を受給しているために児童扶養手当の支給が停止されている者及び新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当の対象となる水準まで下がった者へ、おのおの１世帯当たり５万円及び第２子以降１人につき３万円を給付いたします。

また、児童扶養手当受給者及び公的年金等受給者で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した者へ１世帯当たり５万円を追加給付いたします。

主な支出として、１８節負担金、補助金及び交付金、ひとり親世帯臨時特別給付金６,７３６万円ですが、児童扶養手当受給者及びその対象児童を７００人と見込み、３,１００万円です。公的年金等受給者及びその対象児童を４２人見込み、１８６万円。収入が減少した家計急変者及びその対象児童を１８０人見込み、８００万円を計上いたしました。

また、追加給付として、収入が減少した児童扶養手当受給者及び公的年金等受給者を５３０人見込み、２,６５０万円を計上いたしました。

７ページをお願いいたします。歳入になります。

１４款２項２目２節児童福祉費国庫補助金、説明欄１の母子家庭等対策総合支援事業費補助金７,２００万円ですが、国が全額を負担するものでございます。なお、国の本給付金支給要領において、児童扶養手当受給者に係る基本給付の支給については、可能な限り令和２年８月末までに支給するものとする明記されていることから、専決処分に対応するものでございます。

以上で議案第１７号、子育て支援課所管の補足説明を終わりにします。

○委員長（米本弥一郎）　担当課の説明は終わりました。

議案第１７号について質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（米本弥一郎）　特にないようですので、議案第１７号の質疑を終わります。

以上で付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（米本弥一郎） これより討論を省略して、議案の採決をいたします。

議案第9号、令和2年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（米本弥一郎） 全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号、令和2年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（米本弥一郎） 全員賛成。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第12号、旭市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（米本弥一郎） 全員賛成。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第17号、専決処分の承認について賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（米本弥一郎） 全員賛成。

よって、議案第17号は原案のとおり承認されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（米本弥一郎） ご異議ないようですので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

請願の審査

○委員長（米本弥一郎） 次に、請願の審査を行います。

関係課以外は退出してください。

しばらく休憩いたします。議員の皆さんはそのまま自席でお待ちください。

休憩 午前 11 時 18 分

再開 午前 11 時 21 分

○委員長（米本弥一郎） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

去る 9 月 4 日の本会議におきまして本委員会に付託されました請願は、請願第 4 号、株式会社エコテック産業廃棄物最終処分場設置反対を求める請願の 1 件であります。

それでは請願第 4 号について審査に入ります。

紹介議員であります島田和雄議員より説明をお願いいたします。

島田和雄議員。

○紹介議員（島田和雄） 座ったままでいいでしょうか。

○委員長（米本弥一郎） どうぞ。

○紹介議員（島田和雄） 紹介議員の島田和雄です。

株式会社エコテック産業廃棄物最終処分場設置反対を求める請願につきまして、それでは請願の趣旨を朗読しまして説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

お手元に皆さんの、資料があると思いますが、株式会社エコテック産業廃棄物最終処分場については、昭和63年に株式会社伸葉都市開発が設置申請をして以来、社名を株式会社エコテックと変更し現在に至っています。

この申請については、旧海上町始まって以来の大変な出来事であり、町の唯一の産業である農畜産業が風評被害によって壊滅的な打撃を受けるであろうとの町民の声を受け、町議会が中心となり区長会をはじめとする町内24団体による最終処分場設置反対同盟を組織し、区長会を通じて町内全世帯より反対運動資金カンパ及び町内有志各位の物心両面の支援を賜り

ながら反対運動を展開してきたところであります。

また、この運動は、県内はもとより全国各地で産廃処分場建設に苦慮している自治体に大きな勇気を与えてきました。その運動期間中に、反対同盟は処分場設置反対町民総決起大会、県庁に向けての設置反対駅伝、設置に関する住民投票条例の可決及び住民投票の実施——これは投票率が87.3%で、そのうち設置反対の投票が97.5%というようなものでありました。というような、町内一丸となつての反対の意思表示及び対県、対厚生省——現在は厚生労働省でありますけれども、の交渉を数十回にわたって重ねてきたところであります。

しかるに、千葉県当局は、このような住民の意思表示を省みず、最終処分場設置許可をしました。

長い年月の反対運動の中では、議員間に意見の相違が生じて反対運動が停滞し、その中で、町民有志による処分場設置反対県総住民連絡会が発足し、千葉地方裁判所に、県の許可取消しの訴えを起し、結果は、県が十分な調査を行っていないことを理由として、県の許可取消しの判決を下しました。

しかるに県はこれを不服として東京高等裁判所に控訴をしましたが、同高裁は県の廃棄物処理法を誤って解釈し、産廃業者に環境衛生調査を実施させておらず、その手続きに重大な欠陥があると、再度県の敗訴の判決を下しました。

私たちは、2度にわたる司法の判断は非常に重いものであり、森田（本名鈴木）知事に、これをもって終止符とするよう要請しましたが、こともあろうに、県は最高裁判所に上告をしたものの平成22年9月9日、最高裁第1小法廷——白木勇裁判長ですが——は、県の上告を退ける決定をし、これにより1審、2審判決が確定し、県の全面敗訴は全国に知れ渡り、産廃業者との対応に苦慮している多くの自治体に新判例として希望を与えたのでした。

私たちは、三審制の日本での最高裁判決は最終的なものであると信じていましたが、県は最高裁判決により業者に許可書は返還させたものの、業者からの申請書は現在も有効であり地裁、高裁で指摘された申請書について、今後業者を指導し、あくまでも許可を与える姿勢を取っています。

一方業者は、最高裁判決について行政不服審査法に基づき、平成25年1月25日付で審査を申し入れており、当初申請より三十数年、沼田、堂本、森田の3知事の姿勢には顧問弁護士料等、県民の税金を使い、県民を苦しめる結果をもたらしている現状に、私たちは言葉にできない大きな不満を持っています。

金融資産も全くなく、現在まで何の工事实績もない企業が、このような事業を行えば、ど

こかで破綻することは必至です。そうなれば、ダイオキシン等の等による悪影響や民間施設としては、関東地方にはない施設ができることによる風評被害等は、県下1位を誇る旭市の農畜産物に決定的なダメージを与えることは必至と考えられます。

また、福島原発事故で発生した莫大な量の放射性汚染土が巨大なフレコンバッグに詰められ、行きどころのない状態で福島県内に保管されていますが、将来、これらの汚染土は県外に出すという方針になっています。私たちが問題視している地元の巨大産廃施設用地が、これら放射性汚染土の最終処分場になりかねないという危惧も考えられます。業界等からすれば、願ってもない候補地になり得るでしょう。

もしこのような事態となれば、旭市及び周辺自治体へもたらす悪影響は、風評だけでも甚大なものは想像できます。これら将来の問題を的確に捉え、緑豊かな郷土を守り、子や孫の将来世代に負の遺産を引き継がせないために、株式会社エコテック産業廃棄物最終処分場設置について、最高裁判所の判決に従い、誠実にこれを履行し、同最終処分場設置計画を完全に廃棄することを求める意見書を、千葉県知事、環境大臣宛てに提出していただきたく、地方自治法第124条の規定により請願を提出します。

なお、本件につきましては、平成17年、1市3町合併時の議会、議員数70名でありましたが、これにおいて処分場建設反対の請願が、反対2名を除いて圧倒的多数で採択されていることを申し添えます。

以上であります。その後、平成23年12月の議会におきましても同様の請願が出されておりました。そのときも全員賛成で採択をされております。そういうことですので、皆さんにはよろしくお願いしまして、請願の趣旨説明とさせていただきます。

○委員長（米本弥一郎） 島田和雄議員の説明は終わりました。

続いて担当課より参考意見がありましたらお願いいたします。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） それでは株式会社エコテック産業廃棄物最終処分場設置反対を求める請願書につきまして参考意見ということで申し上げます。

設置申請の経緯等につきましては、ただいま島田和雄議員よりご説明がございました。

私のほうからは、最終処分場の設置予定場所と施設の規模等についてご説明をいたします。

まず最終処分場の設置予定地、計画地ですが、旧海上町松ヶ谷地区、この一番東庄町寄りの場所でございます。旭市のほかに銚子地先、東庄町地先にまたがる場所でございます。

設置しようとしている施設の規模でございますが、処分場の面積は6万2,196平方メートル、埋立ての面積が4万7,854平方メートル。埋立容量ですが74万2,838立方メートルでございます。埋立容量でいえば、旭市の最終処分場でありますグリーンパーク、これの約4.4倍の規模になります。

それと現在の現場の状況でございますが、計画地の周囲は鉄製のフェンス、矢板で囲われていまして、そのフェンスの内側は現在草木や竹が生い茂った状態で、隙間から中をのぞいても何も見えない状況でございます。

また、現場事務所の入口ですが、門扉が閉じられており、その進入路及び事務所周辺も草木に覆われていまして、ここ数年は人が出入りした形跡はないように思われます。

以上のような状況でございますが、この案件につきましては千葉県に許可権限のある事案でございます。

市といたしましては、旧海上町の住民投票による反対の意思表示、また、住民投票の重みということを考慮しまして、今後の動向を注視していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（米本弥一郎） ただいま担当課から参考意見がございましたが、何かお聞きしたいことがありましたら、お願いいたします。

林委員。

○委員（林 晴道） 伺います。ここは僕も地元でありまして、まだこの問題、先人たち皆さん一生懸命取り組んでもらったのに決着を見ていないのかと、今回改めて、島田議員の紹介で出てきたんで、勉強を改めて古い方に聞きながらさせてもらいました。

この取組、何とかこの委員会、議会を経て一定の決着を望みたいなど、そのように思いますんで、しっかりとした強い取組をここでしていきたいと思うので質問をさせていただきます。

まず前回、平成23年ですか、旭市議会全員一致を見たとき、島田議員から紹介がありましたけれども、その後、平成23年から今日に至るまで、県は何かしらこの件に関して動きがあるのかどうかを伺いたい、そのように思います。

それから、現状に関してなんですが、申請をされている、提出した民間事業者のことでございますが、現場の開発面積、それから埋立てをする面積ですか、埋立量ですね、それに加えて工事の予算額、それからその資金ですね、莫大な資金が投じられている、今後も投じられると思いますけれども、資金調達の先なんかというのは報告はあるのかどうか。

それから閉鎖後の、満杯に例えば埋まって、その終わった後の維持管理の状況、その期間等ですね、その辺を伺いたいと思います。

○委員長（米本弥一郎） 林委員の質問に対し、回答できるようであればお願いいたします。
環境課長。

○環境課長（高根浩司） まず、3点ほど質問があったと思います。

まず1点目、平成23年12月の請願の後から現在までの県の動きはあったのかというご質問でございますが、特段市のほうにはそういう報告とか連絡等はございません。

あと2点目ですが、開発面積、あと埋立量等なんですが、開発面積、処分場の面積といたしましては先ほども申し上げたんですが、6万2,196平方メートル、これは県のホームページのほうで公表されております。あと埋立容量ということで、そちらは74万2,838立方メートルでございます。

あと工事の予算額、資金調達先等につきましては、申し訳ございませんが、こちらでは承知しておりません。

あと3点目になります。閉鎖後の、もし現場が埋立てをされて、全部埋立てが完了して、その後閉鎖された後の維持管理というご質問だと思います。その辺に関しましても、こちらのほうではちょっと承知していない状況でございます。

以上です。

○委員長（米本弥一郎） 林委員。

○委員（林 晴道） 前回、議会全員一致でこの陳情を採決したのが平成23年ですか。何かその後、県のほうで動きがあると、そういうようなことだから、やはりずっと近隣で苦勞されている方、この事業に取り組んでいる方々が心配されて、何かまた調査をしたり勉強したりしているということを聞くんですよ。

何か県で、ある程度の市に対する動きがあると思いますので、しっかりとしたご答弁願えたらいいのかなと思います。

あと、加えて民間事業所ですか、今回株式会社エコテックという名前が出ていますけれども、その会社の所在地、それから年間の工事実績、それに加えて今回申請の工事の予定額等が、たしか県のほうで把握されているというようなことを勉強したんですが、その辺をちょっと伺いたいと思います。

○委員長（米本弥一郎） 林委員の質問に対し、回答できるようであればお願いします。
環境課長。

○環境課長（高根浩司） ただいまのご質問にお答えします。

まず、エコテックの所在地ということですが、事業者の所在地といたしましては千葉市中央区中央四丁目でございます。番地まで……

（発言する人あり）

○環境課長（高根浩司） 過去の資料によるものでございます。

あと、エコテックの年間の工事实績ということになりますが、そちらにつきましても、ちょっと市のほうでは把握しておりません。

同様に……、あと予定額、工事の予定額ということだったと思いますが、こちらのほうもちょっとまだ資料を、申し訳ないんですが、市のほうで承知しておりません。以上でございます。

○委員長（米本弥一郎） 林委員。

○委員（林 晴道） 残念ですね、分かりました。

それでは1点、ポイントとなることを聞きますが、今回の搬入が終わって閉鎖された後、搬入完了後というんでしょうか、その管理の責任は、許可権者である県が当然行うべきと考えるんですけれども、管理責任の所在をちょっとはっきり教えていただきたいなと思いますのと、あと、島田議員が紹介をしていただきましたけれども、以前は県議会議長にまでこの意見書を出されていました。今回はそれが抜かれているのが違いがあったなと思うんで、具体的に、なぜ県議会議長に出せなくなったのかを伺いたいのと、当然、これ2市1町またぐわけです。ほかの近隣の1市1町に対して、紹介議員として、ほかの議員もしくは自治体に対して同じような働きかけをして、しっかりとこれを取り組むんだという姿勢があるのかどうなのか伺います。

○委員長（米本弥一郎） 林委員の質問に対し、回答できるようであればお願いします。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） まず搬入後の管理責任の所在ということでございますが、まず一般的には、設置、あとは事業を行った事業者、業者に管理責任があるものと考えております。

あと県議長に出せなくなった理由ということですが、ちょっとそちらにつきましては、私ども……

（発言する人あり）

○委員長（米本弥一郎） 島田和雄議員。

○紹介議員（島田和雄） 今回の県議会議長宛ての意見書は省いたと、省いたといえますか、

抜いたわけでありすけれども、これにつきましては地方自治法で、請願、意見書の提出先につきましては、関係の行政庁と国会宛てに出すんだというようなことが示されておりますので、県議会はそれには当たらないということで、これにつきましては以前の、何回か前の請願のときも、そういったことで、そういったような対応がされていると思います。

それと今回のこの紹介議員として今後どうするんだということでありすけれども、それにつきましては、私は当時、海上町が産廃のこういったものができるというときに、やはり反対同盟の一員として加わって——加わってといいますか、1人の中に入っていたわけでありまして、そういった上の思いもありまして、当時、海上町として、もうはっきりこれは反対だということで表明したわけでありす。そういったことから、今回請願議員を受けてくれと、請願者の日下さんからお願いされたときに、これは当時のことを思えば、これは私がこれをやらなければならないという思いで、今回、請願の紹介議員というのを受諾したということでございます。

今後につきましても、できれば、そういった形の中でできるだけ皆さんの賛同を得て、この運動が、最初の願いどおりとなればいいなというふうに感じております。

以上です。

○委員長（米本弥一郎） 林委員。

○委員（林 晴道） この採択のどうのこうのじゃなくて、しっかりと今回、この請願、陳情をすることによって、県の許可申請が残った状態であることを解決しなきゃならないと、そのように思いますので、ちょっと、まだ前回とさほど変わらないような取組では、ちょっとまた後世に残ってしまうおそれがありますので、当委員会でちょっと大きく取り上げたいなと、そのように思っています。

県議会議長に意見書という形では出せないというのは、今紹介者からですね、明快な回答ありました。であれば、違う形でしっかりと県に、それから県議会に伝えなきゃならないなと思いますので、その辺も当委員会でしっかりと取り組んでもらいたいと、そのように思うところであります。

以上です。

○委員長（米本弥一郎） ほかに質問ありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（米本弥一郎） 特にないようですので、ここで執行部は退席してください。大変ご苦勞さまでございました。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんはそのまま自席でお待ちください。

休憩 午前 11 時 47 分

再開 午前 11 時 50 分

○委員長（米本弥一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き請願の審査を行います。

請願第4号について、ご意見がありましたらお願いいたします。

林委員。

○委員（林 晴道） 先ほど申し上げましたが、委員長におかれても、もう数年前に何ですか、たすき駅伝、県庁までしっかりとこれ取り組んだということで、この事業、この請願ですか、陳情、精通されていると思うので、何ていうんですかね。これはやはり許可申請の残った状態をしっかりと今回解消する、そういう取組をしてもらいたいし、そういう取組じゃなきゃならないと思うんです。

今後、先ほど答えられなかった、お答えがなかったものですね、工事の予算額だとか資金調達先だとか、そういうのは行政にしっかりと提案して、提示してあるから、許可がされているものであって、やはりしっかりと調査、調べれば分かると思うんです。そういうのをやはりこの意見書に反映させてもらいたい、当委員会として、しっかりと取り組んでもらいたい、そのように思うわけであります。

それから、今後進めていく中で、他市との連携も、今の話を聞くと何もないような答弁でしたが、これは委員会で扱う以上、ほかの1市1町に対してもしっかりと歩調を合わせる必要があらうかと思いますので、委員長の判断、お考えを申し述べていただきたいと思います。

○委員長（米本弥一郎） ただいま本当に貴重なご意見をいただきましてありがとうございます。

今後は、今の意見を参考にしながら関係市町とも連携を取って進めていきたいと思います。

ただし、それにはまだ時間もかかりますので、今回は旭市独自に意見書を提出するという形にしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

（発言する人あり）

○委員長（米本弥一郎） では、ほかにご意見はございませんか。

（発言する人なし）

○委員長（米本弥一郎） 特にないので、請願第4号の審査を終わります。

請願の採決

○委員長（米本弥一郎） 次に、討論を省略して採決いたします。

請願第4号、株式会社エコテック産業廃棄物最終処分場設置反対を求める請願について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（米本弥一郎） 全員賛成。

よって、請願第4号は採択と決しました。

以上で、本委員会に付託されました請願の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（米本弥一郎） ご異議ないので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

意見書案の説明

○委員長（米本弥一郎） 続きまして、ただいま採択と決しました請願が本会議で採択された場合、意見書提出に伴う発議案を提案することになりますので事前に準備をしたいと思います。

事務局、意見書案を配付してください。

（意見書案配付）

○委員長（米本弥一郎） それでは請願第4号の意見書案についてご協議をお願いしたいと思います。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局長。

○議会事務局長（花澤義広） それでは請願第4号の意見書案についてご説明いたします。恐れ入りますが座ったまま説明させていただきます。

お手元に配付してございます株式会社エコテック産業廃棄物最終処分場設置反対を求める意見書案をご覧いただきたいと思います。意見書案を朗読して説明に代えさせていただきます。

株式会社エコテック産業廃棄物最終処分場設置反対を求める意見書案。

本件は、昭和63年、株式会社伸葉都市開発（現エコテック）が県に設置申請を行い、以来、三十数年にわたり、旧海上町町民の反対の中で今日に至っている。

一度は事前協議不調との結論に達しながらも、一転して協議成立、設置許可申請が認可された。

これに対し、旧海上町において住民投票（投票率87.3%、設置反対97.5%）を実施し、沼田、堂本、森田、3知事に対して反対陳情等も行ってきた。

その後、県において不許可の決定をしたが、伸葉都市開発（現エコテック）側は旧厚生省に行政不服審査請求を申し立て、その結果、県の不許可処分は取り消され、平成13年3月1日、再度設置が許可された。

以後、千葉県に対し、住民による許可処分取り消し訴訟が起こされ、1審、2審では、住民側が勝訴したが、県は最高裁判所に上告、平成22年9月9日、最高裁判所は県側の上告を不受理とし、設置許可の取消しが確定した。

これを受け、県は平成25年1月28日、エコテックの最終処分場設置を不許可処分とした。

過去においては、数百万トンの不法投棄がなされ、当時の川口順子環境大臣が現地視察に来町し、あまりのひどさに驚いた経緯があり、この点については県産業廃棄物指導担当の行政の不作為と言うべきである。

ご承知のとおり、本市の農業生産額は、県下1位を誇り、設置場所周辺の松ヶ谷地区には、70戸余りの住民が清冽な地下水に依存した生活をしている現状である。しかしながら現地では、エコテックによる復旧が行われている様子はなく、住民は不安を抱えたままである。

関係機関においては、株式会社エコテック産業廃棄物最終処分場設置に対して、完全な廃棄と復旧を行うよう指導することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書の提出先でございますが、千葉県知事、環境大臣宛てでございます。

以上でございます。

○委員長（米本弥一郎） 事務局の説明は終わりました。

それではご協議をお願いいたします。

ご意見がありましたらお願いいたします。

林委員。

○委員（林 晴道） 案を今朗読いただきまして、反対ではないんです。しっかりとした文面になっているなと思いますけれども、これ、議案と出てから今日に至るまで、実は僕も平成23年の文書を何度も読み返して勉強したんです。ほぼ一緒なんですよ。これ、平成23年につくった人に対しても失礼だし、今回、何とかしようという気持ちがちょっと薄過ぎるんじゃないですか。簡単に、前回の同じ文章をちょっと添削した程度で出していたんじゃないかと思います。あと提出先ですか、それも前回よりも少ないわけなんです。

ですからこれ、しっかりとした意見書として出すのはこれでいいですが、委員長におかれては、しっかりと千葉県環境部だとか千葉県議会に、議長と共に取り組んでもらうべきだと思いますよ。

それから、近隣自治体に対しても、せっかく議長ご臨席なんですから、そういうところも聞いてもらっていますので、委員長、委員会でもいいですけども、しっかりとそういう取組があつて、この文書としてもらいたい、そのように思います。

○委員長（米本弥一郎） 景山委員。

○委員（景山岩三郎） 提出先に環境大臣と書いてあるでしょう、文書の中に環境大臣の一回現地視察を要望するっていうのを入れたほうがいいんじゃないの。環境大臣に、一回現地の視察を要望するというのも入れてもいいんじゃないか。

○委員長（米本弥一郎） 暫時休憩します。

休憩 午後 零時 1分

再開 午後 零時 4分

○委員長（米本弥一郎） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま幾つかのご意見を賜りました。このご意見につきましては、委員会としても、ま

た議長ともご相談しながら意見書に反映させていきたいと思いますので、それでご了承いただきたいと思います。

いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(米本弥一郎) なお、意見書の提出に伴う発議案の提出者につきましては、委員長名で議長に提出いたしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長(米本弥一郎) 以上で、本日の日程は終了いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 零時 4分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会文教福祉常任委員会委員長 米 本 弥一郎